

エレクトロニック・アーツ
ソフトウェア使用許諾契約書

注意：本第14条には拘束力のある仲裁条項および集団訴訟の放棄に関する内容が含まれています。これはお客様とEAとの間の紛争を解決する方法に関する権利に影響を与えます。必ずお読みください。

本使用許諾契約(以下「本契約」)は、お客様とエレクトロニック・アーツ、その子会社及び関連企業(以下総称して「EA」)との間の契約です。本契約は、お客様による本ソフトウェア製品及びすべての関連文書、並びに本ソフトウェアに置き換わり又はそれを補完する、別途使用許諾契約が締結されないアップデート及びアップグレード(以下総称して「**本ソフトウェア**」)の使用について規定するものです。本ソフトウェアは、お客様に使用許諾を与えるものにすぎず、売却されるものではありません。

本ソフトウェアをインストール又は使用することにより、お客様は本契約の条項及びこれらに拘束されることに合意したものと見なされます。以下の第2条には、本ソフトウェアに関連してお客様にサービス及びサポートを提供する過程でEAが使用することがあるデータが記載されています。こうしたデータの使用に同意しない場合、本ソフトウェアをインストール又は使用しないでください。以下の第14条において、すべての紛争は、個別に拘束力のある裁定手続に委ねるものと定めます。本ソフトウェアをインストールした場合、本契約の条項及び条件に同意したものと見なされます。本契約の条項に同意しない場合、本ソフトウェアをインストール又は使用しないでください。

返品権利(アメリカ国内の小売店(オフライン)でパッケージ版を購入したお客様に適用されます)。本使用許諾契約の条項に同意されず、本ソフトウェアを完全にインストールもしくは使用していない場合、<http://warrantyinfo.ea.com>に記載された返品に関する手続きに従い、小売店での購入日から30日以内までならソフトウェアを返品、払い戻し、又は交換することができます。

1. 制限付き使用許諾の付与及び利用規約。

- A. 付与。本製品の購入を通して、お客様は非商業的使用のみを目的とした本ソフトウェアのインストール及び使用について、本契約及び付帯する文書に定める通りに、EAから個人的、限定的、非独占的な使用許諾を付与されます。お客様が取得する権利は、お客様による本契約の遵守を条件とします。別途記載の利用規約により、本ソフトウェアに関連したオンラインサービスの使用が規定されます。利用規約は<http://t>

erms.ea.com/jaでご確認ください。別途記載のプライバシーおよびクッキーポリシーにより、ユーザー情報の収集、保管、使用、譲渡が規定されます。EAプライバシーおよびクッキーポリシーは<http://privacy.ea.com/ja>でご確認ください。

B. オンライン機能及びサービスの一方もしくは両方へのアクセス。 オンラインサービス及び機能の一方もしくは両方へアクセスするには、EAアカウントが必要です。これにはEAオンライン利用規約(<http://terms.ea.com/ja>)及びEAプライバシーポリシー(<http://privacy.ea.com/ja>)への同意、本ソフトウェアに同梱したシリアルコードによる登録を含みます。ダウンロード可能なコンテンツや同様な機能へのアクセスを含む、オンラインサービス及び/又は機能へのアクセスには、使用が許諾されたソフトウェアユーザーのみ使用できます。なお使用者はお客様とその家族、同居人に限られます。

C. EAはバーチャルポイント、コイン、通貨(「EA仮想通貨」)を本ソフトウェア内で利用できるようにします。 お客様がEAやEAの公認パートナー、提携会社からEA仮想通貨を購入、獲得、または他の方法で入手した場合、お客様は本ソフトウェアでEAが明示的に利用可能としているゲーム内コンテンツへのアクセスと選択を可能とする個人的で制限された、譲渡不可能で、取り消し可能なライセンスを取得します。EA仮想通貨に金銭的価値は無く、いかなる種類の通貨や財産にも相当しません。EA仮想通貨は売却、交換、譲渡または現金に引き換えることができません。EA仮想通貨はゲーム内コンテンツにのみ引き換えることができます。EAはEAによる書面による認可があるか法律で義務付けられている場合を除き、返金することはできません。

D. 日本に居住するライセンシーに適用される、EA仮想通貨使用の制限。 お客様は、本ソフトウェア内で使用する目的で購入したEA仮想通貨を、購入日から180日以内に使用することに同意するものとします。

2. データの使用に関する同意。 EAは、お客様にとって自らの情報がどのように収集、使用、共有されるのかは重要な関心事であると認識しており、お客様の信頼にお応えすべく、こうした情報の取り扱いには細心の注意を払っております。お客様に関する情報はEAの事業における重要な部分であり、EAはお客様の個人を特定できる情報をいかなる者に対しても売却することはありません。法律により開示が定められている場合、またはEAが法律上の権利を行使するために必要な場合を除き、EAおよびその代理店は、お客様の同意なく個人を特定できる情報を共有しません。

本ゲームをプレイする際、EAとその関連会社はお客様のコンピューター、又は機器から情報を収集及び保管することがあります。EAとその関連会社が収集する情報には、お客様のコンピューター(又は機器)及びオペレーティングシステム(インターネットプロトコルアドレス、機器IDを含む)に関する技術的又は関連する情報、お客様のソフトウェア使用に関する情報(インストール及び削除の一方もしくは両方を完了することを含むがそれに限定されない)、プレイ内容や利用状況のデータ、システム相互作用及び周辺ハードウェアに関連する情報が含まれます。ゲームをオフラインでプレイする場合、これらのデータはお客様がオンライン機能及びサービスのいずれか一方もしくは両方を利用した際に、EAとその関連会社へ送信されます。EAとその関連会社はこれらの情報を、それぞれの製品及びサービスの改善、お客様へのサービスの提供や連絡(マーケティング目的を含む)、ソフトウェアアップデート、動的コンテンツ、及びソフトウェアサポートの提供促進、不具合のトラブルシューティングの他、お客様のユーザー体験を向上させる目的で使用することがあります。情報の収集及び使用に同意できない場合は、本ソフトウェアのインストール及び使用をご遠慮ください。

本ソフトウェアのインストール及び使用に関連してEAに提供されるデータ及びEAによって収集されるこの他すべてのデータのうち一方もしくは両方は、www.ea.com/jpに定めるEAのプライバシーとクッキーポリシーに従い、EA(所在地: 209 Redwood Shores Parkway, Redwood City, CA 94065)によって収集、使用、保管、送信されます。本条とEAのプライバシーとクッキーポリシーが抵触又は相反する場合は、プライバシーとクッキーポリシーの定めに従うものとします。

- 3. データ公開への同意。** お客様がオンラインプレイ、又はコンテンツのダウンロード及びアップロードなどのオンラインサービスに参加する場合、EA及びその関連会社はゲームのプレイ状況(スコア、ランキング、実績を含む)に関する統計データを収集、使用、保管、送信、公開する権利、あるいはお客様によって作成され他のプレイヤーと共有されるコンテンツを特定する権利を有します。お客様を個人的に特定するデータはwww.ea.com/jpに定めるEAのEAプライバシーとクッキーポリシーに従って、収集、使用、保管、送信されます。
- 4. 契約の終了** 本契約は終了するまで継続して有効となります。お客様が本契約の条項及び条件のいずれかを遵守しなかった場合、本契約に基づくお客様の権利はEAから一切通知を受けることなく、直ちに自動的に終了します。終了後直ちに、お客様は本ソフトウェアの使用をすべて中止し、お客様が所有又は管理する本ソフトウェアのコピーをすべて消去しなければなりません。終了により、EAのその他の権利並びに法的又は衡平法による救済措置が制限

されることはありません。本契約第4条から14条は、その理由を問わず、本契約の終了又は満了後も存続するものとします。

5. **記録媒体に関する限定的保証。** 本ソフトウェアの記録媒体に関する限定的保証は、参照により本契約書の一部となります。本限定的保証は、お客様に明確な法的権利を付与するものです。お客様は、適用される現地法によって更なる権利を有する場合がありますが、付与される権利は法管轄地域ごとに異なります。

6. 責任の制限:保証の放棄

第6条のA項は、欧州連合加盟国に居住するライセンシーにのみ限定的に適用されます。第6条のB項は、欧州連合加盟国以外に居住するライセンシーにのみ適用されます。

A. 欧州連合加盟国に居住するライセンシー

- i. 本条では、お客様とEAの間で発生する下記に関する金銭的な責任全体を規定します:

(1) 本契約に対する何らかの違反

(2) 本ソフトウェアや付属する文書、本ソフトウェアに含まれる製品やサービス、それに付属する文書のお客様による取り扱いや再販売

(3) 本契約に基づき、あるいは関連して生じる異議、発言、不法行為、不履行(過失を含む)

- ii. 本契約の条項は、下記に対するお客様とEAの責任を制限又は排除するものではありません:

(1) 過失による死亡や人身被害

(2) 詐欺や悪意のある不実表示

(3) お客様の国または地域における商品販売及び消費者保護の適用法によって規定される条項の違反

(4) 計画的な不履行や意図的な不正行為

iii. 本条項を一切侵害しない範囲で、お客様とEAはいかなる状況においても、契約や不法行為(過失を含む)、あるいは賠償、制定法上の権利の侵害、虚偽表示、その他にかかわらず、他者に対して以下に対する責任を負うものではありません:

(1) 収入の損失

(2) 営業利益や契約の損失

(3) 営業妨害

(4) 金銭使用や予定貯蓄の損失

(5) 情報の損失

(6) 機会の喪失、信用及び評判の悪化

(7) データの損失、損害、破損

(8) 不法行為(過失を含む)や契約違反、その他によるものかどうかを問わず、あらゆる間接的、派生的な損失や損害

本契約の第6条iiiは、第6条の条項に該当する有形財産に対する損失や損害に対する請求、あるいは上記の第6条iiiで規定された除外カテゴリに含まれない直接的な金銭上の損失に対する請求を排除するものではありません。

iv. 第6条iiと第6条iiiの規定に従うことを条件とし、本契約あるいは関連する契約に基づくEAの債務総額は、契約の記述や不法行為(過失を含む)の有無、その他に関わらず、いかなる場合でもお客様が本ソフトウェアへ実際に支払った金額を超えないものとします。

B. その他すべてのライセンス

i. 責任の制限。適用法によって最大限許容される限りにおいて、いかなる場合も、EA、その子会社又は関連会社はお客様に対し、本契約又は本ソフトウェアから生じ、あるいはそれらに関連し、不法行為(過失も含む)、契約、厳格責任又はその他から生じたかどうかを問わず、またEAがかかる損害の可能性を通知されていたかどうかにかかわらず、人

身被害、財産の損害、利益の逸失、代替の商品又はサービスの費用、データの喪失、信用の喪失、業務の中断、コンピューターの故障又は不具合、その他のいかなる直接的又は間接的、特別的、偶発的、結果的、懲罰的な損害についても責任を負いません。いかなる場合でも、お客様のすべての損害に対するEAの総責任額は(適用法の定めがある場合を除き)お客様が本ソフトウェアへ実際に支払った金額を超えないものとしします。法管轄地域によっては、死亡、人身被害、悪意のある虚偽表示、特定の故意又は過失による行為、特定の法律の違反に対する責任の制限、又は、偶発的、結果的な損害の制限が許可されていないため、上記の責任の制限の一部又はすべてがお客様には適用されない場合があります。オーストラリアの消費者の消費者権利についての追加情報は <http://help.ea.com/au/article/origin-au-returns-and-cancellations/> でご覧ください。

保証の放棄。記録媒体に関する限定的保証(該当する場合)を除き、本ソフトウェアは、適用法で最大限許容される限りにおいて、あらゆる欠陥を含む「現状のまま」お客様に提供され、いかなる保証もせず、あらゆる種類の性能の請負や保証をするものでもないため、ソフトウェアの使用にはお客様が単独でリスクを負うものとしします。十分な品質と性能に関するすべてのリスクは、お客様が負担するものとしします。EA及びEAのライセンサー(総称して「EA」)は、状態、連続使用、商品性、十分な品質、特定の目的への適合性、第三者の権利の不侵害の黙示的保証を含む、あらゆるすべての明示、黙示、制定法上の保証、及び一連の取引、使用、取引慣行から発生する保証(該当する場合)をするものではなく、本契約をもって保証を放棄します。EAは本ソフトウェアを利用する際の障害について保証をいたしません。すなわち本ソフトウェアがお客様の要求事項を満たすこと、本ソフトウェアの稼働が中断せず、エラーが生じないこと、他のあらゆるソフトウェアとの相互運用、あるいはそれらとの互換性、本ソフトウェアのあらゆるエラーが修正されることを保証するものではありません。EA又は権限のある代表者が行った口頭又は文書によるいかなる助言も保証となることはありません。法管轄地域によっては、黙示の保証の除外や制限、消費者の法律上の権利の制限が許可されていないため、上記の除外及び制限の一部又はすべてがお客様には適用されないことがあります。オーストラリアの消費者の消費者権利についての追加情報は <http://help.ea.com/au/article/origin-au-returns-and-cancellations/> でご覧ください。

7. 責任の制限及び保証の放棄は本契約の重要な条件です。お客様は、責任を制限する本契約の規定が本契約の不可欠な条件であることに同意します。

上記の各制限は、記録媒体に関する制限付き保障の下に定めた前述の救済措置が本質的な目的を達成できない場合においても適用されるものとします。

8. 可分性および存続 本契約のいずれかの規定が適用法において違法又は執行不能である場合、残りの規定はできるだけ元の条件の効果を有するよう修正されるものとし、本契約の他のすべての規定は有効に存続するものとします。
9. **米国 政府により制限された権利。** お客様が米国政府のエンドユーザーである場合、本条項が適用されます。 本契約により提供される本ソフトウェアは完全に民間の費用によって開発されたものであり、米国FAR第2.101条、同DFARS第252.227-7014(a)(1)条、同DFARS第252.227-7015条(又はこれらと同等あるいは代替となる政府機関の規則)において定義される「商品(commercial items)」、「商用コンピューターソフトウェア(commercial computer software)」及び「商用コンピューターソフトウェア文書(commercial computer software documentation)」のいずれかもしくは全てとして提供されています。DFARS第227.7202条、FAR第12.212条に基づき、並びに 米国連邦法により義務付けられる範囲で、FAR第52.227-19条(またはこれらと同様あるいは代替となる政府機関の規則)に記載された最小限かつ制限された権利において、米国政府によるまたは 米国政府のための使用、修正、複製、リリース、実演、表示、公開、および頒布は、本契約によってのみ規定され、本契約で明示的に許可されている範囲を除いて禁止されます。
10. **差止条項** お客様は、本契約の違反がEAに回復困難な損害を与え、金銭的損害賠償は十分な救済とならないこと、EAは本契約又は法律による救済手段に加え、保証やその他の担保、又は損害の証明なしに衡平法上の救済措置を求める権利を有することに合意します。
11. **準拠法** お客様が欧州連合加盟国に居住されている場合(i)本契約とソフトウェアの使用はお客様が居住している国の法に準拠し、(ii)お客様は、本契約及び/又はお客様による本アプリケーションの使用に関連して生じた請求又は訴訟に関する専属的な司法管轄がお客様の居住される国の裁判所に属することへ明示的に合意し、かかる裁判所の対人管轄権の行使へ明示的に同意します。

お客様が韓国に居住されている場合、(i)抵触法の原則を除き、本契約及びお客様による本ソフトウェアの使用は韓国法に準拠し、(ii)お客様は、本契約及び本ソフトウェアの使用の一方もしくは両方により生じ、又はこれと関連のある請求又は行為に関する専属的な司法管轄は、韓国の裁判所に属することへ明示的に合意し、かかる裁判所の対人管轄権の行使に明示的に同意します。

その他の購入者の場合: (i) 本契約及びお客様による本アプリケーションの使用は(抵触法の原則を除き)カリフォルニア州法に準拠し、(ii) 下記第14条で定められた仲裁に関する条項の対象にならない主張及び紛争について、お客様は、本契約及び/又はお客様による本アプリケーションの使用から生じ、又はこれと関連のある請求又は行為に関する専属的な司法管轄は、カリフォルニア州サンマテオ郡の連邦又は州裁判所に属することへ明示的に合意し、かかる裁判所の対人管轄権の行使へ明示的に同意します。また、貴殿の行為はその他の地域法、州法、国内法および国際法の適用を受ける場合があることにご注意ください。両当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約(ウィーン、1980年)が本契約または本契約から生じるいかなる紛争または取引にも適用されないことに合意します。

12. 完全な合意 本契約は本ソフトウェアに関するお客様とEAとの完全合意を形成し、本契約で定める事項に関する従前又は現在のあらゆる了解事項に優先するものです。本契約の変更または修正はEAが書面を作成し、署名した場合にのみ効力を生じるものとします。いずれの当事者とも、本契約上の権利または権限を行使しなかったり、行使が遅れた場合でも、その権利または権限の放棄とはみなされず、また、本契約上の権利または権限の一つまたは一部のみを行使した場合でも、本契約におけるその他の権利の行使を妨げるものではありません。本契約および該当する購入条件またはその他の条件が相反する場合は、本契約の条件を優先するものとします。

13. 欧州連合加盟国に居住している場合の紛争解決。 お客様に発生しうる懸案事項の多くは、お客様のアカウントで<http://help.ea.com/jp>からEAのカスタマーサポート・インターフェースにログインしていただくことで、迅速かつお客様にご満足いただける形で解決可能です。万が一、EAが懸案事項をお客様にご満足いただける形で解決できなかった場合(又はEAがお客様との懸案事項を非公式に解決しようと試み、解決できなかった場合)、お客様又はEAは互いの書面による事前の同意の下、調停や仲裁機関などの代替的紛争解決機関による判断を仰ぐことができます。

14. 拘束力のある裁定手続による紛争解決。

本14条は欧州連合加盟国以外に居住する購入者すべてに適用されます。本条の目的は、お客様との間で生じた紛争の解決に向けて、合理化された手段を用意することにあります。下記の第14条eで述べられている通り、EAと貴殿の間で非公式に紛争を解決できず、EAが貴殿に最後に提示した和解案よりも高い金額をEAに支払うよう、仲裁で判断が下された場合には、貴殿に仲裁判断の金額の150%、ただし最大で仲裁判断の金額よりも5000米ドル高い金額までを、支払うものとします。

本項目をよくお読みください。お客様の権利に影響する項目です。

お客様に発生しうる懸案事項の多くは、お客様のアカウントで<http://help.ea.com/jp>からEAのカスタマーサポート・インターフェースにログインしていただくことで、迅速かつお客様にご満足いただける形で解決可能です。万が一、EAが懸念事項をお客様にご満足いただける形で解決できなかった場合(またはEAがお客様との懸案事項を非公式に解決しようと試み、解決できなかった場合)、お客様とEAは、以下の手順で両者間のあらゆる紛争を解決することに同意するものとします。この規定は、適用法で最大限許容される限りにおいて、すべての消費者に適用されますが、カナダのケベック州、ロシア、スイスと欧州連合加盟国、および大韓民国の住民は明示的に適用対象外とします。このライセンス規約に同意することにより、お客様とEAとは、陪審裁判又は集団訴訟に参加する権利を明示的に放棄します。本契約は広義に解釈されることを意図するものです。いかなる地方、州、連邦裁判所ではなく仲裁人が、お客様とEAの間のあらゆる紛争を解決する独占的な権限を有しています。この紛争は仲裁を必要とする本契約の解釈、範囲、法的強制力、構成に関連する紛争を含み、また、本契約の全部または一部の仲裁が非強制性であるという主張を含みますがそれに限定されません。本条項は両者間のあらゆるすべての紛争(以下「紛争」)を対象としますが、これに限定されません:

- (a) 契約、不法行為、制定法、詐称、不実表示、およびそれ以外のいかなる法理論のいずれに基づいているかを問わず、当事者間の関係のあらゆる側面から生じ、またはこれと関連のある請求
- (b) 本契約、またはそれ以前に締結された契約以前に生じた請求(広告に関する請求を含むが、これに限定されない)
- (c) 現在、お客様が認定された集団訴訟の一員ではない集団訴訟の争点となっている請求
- (d) 本契約の終了後に生じた請求

本条の対象とならない紛争は以下のものに限られます:

- 1) お客様またはEA(またはEAの実施許諾者)の知的所有権のいずれかを適用する、または保護する、またはその正当性に関連した請求
- 2) 盗難、著作権侵害、又は知的財産の無許可での使用から生じた、又はこれらと関連のある請求
- 3) お客様がオーストラリアに在住の際に、オーストラリア消費者法のもとで付与される法定の消費者権利の執行を求める場合
- 4) なお、本契約内の条項は当事者それぞれが少額訴訟を起こすことを妨げるものではありません。

「EA」、「お客様」、「両者」にはそれぞれの子会社、関連企業、代理人、従業員、前任の関係者、後任者、譲受人、及び、許可の有無を問わず、本契約又は両者間の以前の契約が適用されるサービス又はソフトウェアの利用者又は受益者が含まれるものとします。本契約は州際通商の商取引を証拠立てるものであり、

ゆえに本条の解釈及び適用は連邦仲裁法によって規定されます。 仲裁に関するこの条項は本エンドユーザー使用許諾契約の終了後も存続します。

A. 非公式な交渉や紛争の告知 お客様とEAは、いずれの紛争についても、仲裁を申請する前に、少なくとも30日間は非公式な交渉による紛争解決を試みることで合意したものと見なされます。 このような非公式な交渉は一方から他方への文書による告知（「紛争の告知」）が受領された時点で開始されます。 紛争の告知は、(a) 訴えを起こす側の氏名および連絡先情報が含まれており、(b) 請求または紛争の性質および根拠を説明しており、(c) 要求される救済内容（「要求」）を明示している必要があります。 EAは、紛争の告知をお客様の請求先住所（当社に登録されている場合）、またはお客様が登録されたEメールアドレス宛てに送付します。 お客様は紛争の告知を以下の住所にご送付ください： Electronic Arts Inc., 209 Redwood Shores Parkway, Redwood City CA 94065, ATTENTION: Legal Department.

B. 拘束力のある仲裁手続 お客様とEAとが、紛争の告知の受領後30日以内に、非公式な交渉を通じて紛争を解決できなかった場合、お客様およびEAのどちらかの判断により、拘束力のある仲裁手続によって紛争の最終的および独占的な解決を求めることができます。 当事者のどちらか一方が仲裁を求めることを判断した場合、それはもう一方に対しても最終的な、かつ拘束力を持つ判断となります。 **お客様はこの条項により、お客様とEAが訴訟を起こして陪審裁判を受ける権利の行使を差し控えることを理解したものと見なされます。** 仲裁はアメリカ仲裁協会(American Arbitration Association、以下「AAA」)の商事仲裁規則に沿って、および、該当する場合は、AAAの消費者関連紛争の補足手順(以下「AAA消費者規則」)に沿って管理されます。これらはどちらもAAAのウェブサイト (www.adr.org) にて確認可能です。 お客様の仲裁費用および仲裁人に対する報酬の負担割合は、AAAの規則により規定され、該当する場合は、AAA消費者規則によって制限されます。 これらの費用が仲裁人の判断により過剰であると判断された場合、またはお客様が前述のEAの紛争の告知用宛先に、仲裁を開始するのに必要な費用をお客様自身が支払うことができない旨の告知を送付した場合、EAは速やかにすべての仲裁手数料および費用を支払います。 仲裁は直接、文書の提出、電話、またはオンラインで実施される場合があります。 仲裁人は文書で判断を提示し、当事者のいずれかに要請された場合は理由書を提示します。 仲裁人は適用法に準拠する必要がある、仲裁人がこれに反した場合はいかなる仲裁判断にも異を唱えることができます。 お客様とEAは仲裁の要請、または仲裁に際した訴訟手続中止、または仲裁人によって提示された仲裁判断の確認、変更、無効化、または判決登録のために法廷で手続を行なうことができます。

C. 制限事項 お客様とEAは、求められる救済が金銭的なものであるか、もしくは差し止めによるものであるかということに関わらず、すべての仲裁はEAとお客様個人の間における紛争のみに限定されること、および仲裁によって与えら

れた救済がお客様とお客様個人の立場にのみ適用されることに同意します。適用法で最大限許容される限りにおいて：(a)ひとつの仲裁手続を別の仲裁手続と統合させることは認められません。(b)いかなる紛争も、集団訴訟として仲裁されることはなく、集団訴訟的手続きを使用されることはありません。(v)いかなる紛争についても、一般大衆およびお客様以外の個人の代表と称して紛争を提示する権利および権限は認められません。お客様とEAは、それぞれ相手側に対し請求を提示できるのは個別での訴訟に限られ、集団訴訟や一般の代表と称した訴訟は行なわないことに合意するものとします。さらに、お客様とEAの両方の同意がない限り、仲裁人は2人以上の個人の請求を統合することはできず、並びに代表訴訟または集団訴訟をいかなる形でも統轄できません。この特定の条項が適用できない場合は、この仲裁に関する本契約の全体が無効となります。

D. 実施地 お客様がアメリカ合衆国の居住者である場合、仲裁はお客様にとって都合の良い、妥当な場所で実施されます。アメリカ合衆国外の居住者については、仲裁はアメリカ合衆国カリフォルニア州サンマテオ郡で開始され、お客様とEAは、仲裁の要請、および仲裁に際した訴訟手続中止、並びに仲裁人によって提示された仲裁判断の確認、変更、無効化、および判決登録の際、その法廷の対人管轄権へ従うことに同意したものとみなされます。

E. 回復および弁護士費用 お客様がEAに対して提示したいずれかの請求について、仲裁人がお客様に有利な判断を下し、仲裁人に文書での提出が最終的に行なわれる以前の、EAからの最後の文書による和解案よりも金銭価値の高い仲裁判断を行なった場合、EAは：

- (a) お客様に仲裁判断の金額の150%、ただし最大で仲裁判断の金額よりも5000米ドル高い金額までを支払います。
- (b) 更にお客様がAAAに支払った、全ての提出物、管理および仲裁人に対する費用を補償します。それぞれの当事者は自分の弁護士手数料及び関連費用(鑑定人の手数料と費用を含みます)を負担しますが、仲裁者は適用法下でそのような救済が可能となっている場合は、弁護士手数料及び費用を裁定する権利を有します。EAは、当事者間のいかなる仲裁に関しても、弁護士手数料及び費用を仲裁判断として求める権利を放棄します。

F. 仲裁人の権限の制限 仲裁人は、救済を求めている個別の当事者に対してのみ、かつその当事者の個別の請求により必要と認められる救済に対応するための範疇に限り、確認判決又は差し止め救済措置を与えることができます。

G. 契約内容の変更 EAは仲裁に関する本契約に重大な変更があった際に、本契約の変更をアカウント保持者の明示的な同意なくアカウント保持者に強制することはありません。

バージョン 20160901